

松江市告示第 112 号

島根県中小企業制度融資経営力強化支援資金に係る松江市信用保証料補給金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 149 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前													
(補給の対象等)		(補給の対象等)													
第 2 条 略		第 2 条 略													
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>補給対象経費</td><td><u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日</u>までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。</td></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和 5 年 3 月 31 日</u></td></tr></tbody></table>		略		補給対象経費	<u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日</u> までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。	終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>補給対象経費</td><td><u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日</u>までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。</td></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和 4 年 3 月 31 日</u></td></tr></tbody></table>		略		補給対象経費	<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日</u> までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>
略															
補給対象経費	<u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日</u> までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。														
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>														
略															
補給対象経費	<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日</u> までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては 0.95 パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては 1.1 パーセント以下の部分を対象とする。														
終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>														
(補給金の交付申請)		(補給金の交付申請)													
第 3 条 略		第 3 条 略													
2 略		2 略													
(1) <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日</u> まで <u>令和 4 年 5 月 31 日</u>		(1) <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日</u> まで <u>令和 3 年 5 月 31 日</u>													
(2) <u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日</u> まで <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>		(2) <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日</u> まで <u>令和 4 年 3 月 31 日</u>													

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。